



議案第百十七号

三朝町職員の給与に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町職員の給与に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和四十九年十二月二十三日

三朝町長 松村 喬 成

昭和四十九年十二月二十三日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

三朝町条例第 号

三朝町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

三朝町職員の給与に関する条例（昭和二十八年三朝町条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「又は死亡し」を削り、同条第三項中「前二項」を「第一項又は第二項」に、「日割」を「日割り」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。

第九条第三項を次のように改める。

扶養手当の月額は、前項第一号に該当する扶養親族については五千円とし、同項第二号から第五号までの扶養親族（次条において「扶養親族たる子、父母等」という。）のうち二人までについてはそれぞれ千五百円（職員に配偶者がない場合にあつては、そのうち一人については三千五百円）、その他の扶養親族については一人につき四百円とする。

第十条第一項中「そのむね」を「その旨（新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又

は職員に第一号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がなるときは、その旨を含む。」に改め、同項第三号及び第四号中「満十八歳未満の子」を「子、父母等」に改め、同条第三項中「さらに」を「更に」に、「扶養親族たる満十八歳未満の子」を「扶養親族たる子、父母等」に、「当該満十八歳未満の子」を「当該扶養親族たる子、父母等」に改める。

第十条の二を次のように改める。

(住居手当)

第十条の二 住居手当は、次に掲げる職員に支給する。

一 自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額四千円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（町が設置する公舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他町規則で定める職員を除く。）

二 その所有に係る住宅（町規則で定めるこれに準ずる住宅を含む。）に居住している職員で世帯主であるもの

住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

一 前項第一号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（

その額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額に相当する額

イ 月額一万円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から四千円を控除した額

ロ 月額一万円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から一万円を控除した額の二分の一（その控除した額の二分の一が二千円を超えるときは、二千円）を六千円に加算した額

二 前項第二号に掲げる職員 千円（当該住宅が当該職員その他前規則で定める者によつて新築され、又は購入されたものである場合にあっては、当該新築又は購入がなされた日から起算して五年を経過するまでの間は二千五百円）

前二項に規定するもののほか、住居手当の支給に關し必要な事項は、町規則で定める。

第十一條 前項第一号中「五千円」を「八千円」に、「こえる」を「超える」に、「三千円」を「千円」に改め、同項第二号中「千五百円」を「千三百円」に、「千八百円」を「二千二百円」に改め、「二千円」を「二千五百円」に、「二千五百円」を「三千六百円」に改め、同項第三号中「五千円」を「八千円」に、「こえる」を「超える」に、「三千円」を「千円」に改める。

第十七条第一項中「千円」を「千三百円」に、「行なわれる」を「行われる」に、「千五百円」を「千九百五十円」に、「超えない」を「超えない」に、「七千円」を「九千円」に改める。

第十九条第一項中「こえない」を「超えない」に改め、同条第二項中「百分の百十」を「百分の百四十」に、「百分の二百」を「百分の二百十」に改める。

附則第十一項を削る。

別表第一の下に「(第三条関係)」を改~~え~~える。

別表第二の下に「(第三条関係)」を加える。

別表第三を次のように改める。

別表第三 行政職給料表（第三条関係）

職務の等級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	— 円	— 円	79,000 円	70,000 円	— 円
2	115,100	96,300	83,000	72,800	57,600
3	120,000	100,600	87,100	75,700	59,200
4	124,000	103,000	91,200	79,000	60,800
5	129,900	109,400	95,300	82,300	62,500
6	134,900	113,900	99,400	85,600	64,800
7	140,200	118,400	103,400	88,900	67,300
8	145,500	122,900	107,400	92,200	69,900
9	150,900	127,300	110,900	95,000	71,700
10	156,300	132,100	114,400	97,800	73,500
11	161,700	136,700	117,900	100,400	75,300
12	167,100	141,300	121,400	102,900	77,100
13	172,500	145,900	124,900	105,400	78,900
14	177,700	150,200	128,000	107,500	80,700
15	182,900	154,200	131,000	109,600	82,400
16	188,000	158,000	133,900	111,700	84,100
17	192,200	161,800	136,800	113,800	85,400
18	196,400	164,500	139,300	115,800	
19	199,500	167,200	141,800	117,400	
20		169,900	143,600		
21		171,900			

別表第四 医療職給料表（第三条関係）

別表第四を次のように改める。

職務の等級	1等級	2等級
号給	給料月額	給料月額
1	153,500	—
2	160,400	133,300
3	167,300	139,900
4	174,300	146,700
5	181,300	153,500
6	188,300	160,300
7	195,400	167,100
8	202,500	174,000
9	209,600	180,900
10	216,700	187,800
11	223,800	194,700
12	230,900	201,600
13	238,000	208,500
14	245,100	215,400
15	252,200	222,300
16	259,300	229,200
17	266,400	236,100
18	273,500	243,000
19	280,600	249,900
20	287,700	256,800
21	294,800	263,700
22	301,900	270,600
23	—	277,500

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。
- 2 改正後の三朝町職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定（第十條の規定を除く。）は、昭和四十九年四月一日から適用する。ただし、改正後の条例第十七條第一項及び第十九條第二項の規定は、同年九月一日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

3 昭和四十九年四月一日(以下「切替日」という。)において、改正前の三朝町職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、職務の等級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受ける職員の改正後の条例の規定による切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、町規則で定める。

(切替期間における異動者の号給等)

4 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、改正前の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち、町長の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、町長の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

5 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び町長の定めるこれに準ずる職員の改

正後の条例の規定による切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において改正後の条例の規定により職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、町長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧号給等の基礎)

6 前三項の規定の適用については、改正前の条例の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく町規則の規定に従つて定められたものでなければならぬ。

(扶養手当に関する経過措置)

7 次の各号の一に該当する者は、速やかにその旨を任命権者に届け出なければならぬ。

- 一 切替日において、その前日から引き続き、改正前の条例第九条第二項第二号から第五号までの扶養親族（満十八歳未満の子を除く。以下「扶養親族たる父母等」という。）で改正前の条例第十条第一項の規定による届出がされたもの（切替日前に扶養親族たる要件を具備するに至つた扶養親族たる父母等で、切替日以降当該要件を具備するに至つた日から十五日以内に同項の規定による届出がされたものを含む。）があり、かつ、配

偶者（届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）及び扶養親族たる満十八歳未満の子のなかつた者

二 切替期間において新たに扶養親族たる父母等で改正前の条例第十条第一項の規定による届出がされたものを有する職員となつた者（その職員となつた日に扶養親族たる満十八歳未満の子があつた者を除く。）であつてその届出に係る事実が生じた日（その届出がこれに係る事実の生じた日から十五日を経過した後に行なわれたものであるときは、その届出がされた日）に配偶者及び扶養親族たる満十八歳未満の子のなかつたもの（前号に該当する者を除く。）

三 切替期間において配偶者のない職員となつた者（改正前の条例第十条第一項の規定による届出がされた扶養親族たる配偶者があつた職員で、配偶者のない職員となつたものを除く。）であつて、その配偶者のない職員となつた日に、扶養親族たる満十八歳未満の子がなく、かつ、扶養親族たる父母等で同項の規定による届出がされたもの（その日前に扶養親族たる要件を具備するに至つた扶養親族たる父母等で、その日以降当該要件を具備するに至つた日から十五日以内に同項の規定による届出がされたものを含む。）

があつたもの

四 配偶者のなかつた職員のうち、切替期間において扶養親族でない配偶者がある職員となつた者であつて、その配偶者がある職員となつた日に、扶養親族たる満十八歳未満の子がなく、かつ、扶養親族たる父母等で改正前の条例第十条第一項の規定による届出がされたもの（その日前に扶養親族たる要件を具備するに至つた扶養親族たる父母等で、その日以降当該要件を具備するに至つた日から十五日以内に同項の規定による届出がされたものを含む。）があつたもの

五 前項第一号又は第二号の規定による届出がこの条例の施行の日から三十日を経過した後になされた場合におけるこれらの届出に係る事実に関する改正後の条例第九条第三項の規定の適用については、これらの届出がされた日の属する月の末日（これらの届出がされた日が月の初日であるときは、その日の前日）までの間、同項中「千五百円（職員に配偶者が不在の場合にあつては、そのうち一人については三千五百円）」とあるのは、「千五百円」とする。

六 切替期間において職員が配偶者のない職員となつた場合又は配偶者を有するに至つた場

合において、その配偶者のない職員となり、又は配偶者を有するに至つた日に、扶養親族たる満十八歳未満の子がなく、かつ、扶養親族たる父母等で改正前の条例第十条第一項の規定による届出がされたもの（これらの日前に扶養親族たる要件を具備するに至つた扶養親族たる父母等で、これらの日以降当該要件を具備するに至つた日から十五日以内に同項の規定による届出がされたものを含む。）を有するときに於ける当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額は、その配偶者のない職員となり、又は配偶者を有するに至つた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から改定する。ただし、職員が配偶者のない職員となつた場合における改正後の条例第十条第一項第二号の規定又は附則第七項第三号の規定による届出がこの条例の施行の日から三十日を経過した後に行されたときは、これらの届出がされた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から改定する。

（給与の内払）

10. 職員が、改正前の条例の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(町規則への委任)

// 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町規則で定める。